



〈研究〉 アセアン諸国の仲裁法の動向にみる国策的特色:投資紛争処理の視点から

金子, 由芳

(Citation)

神戸法學雑誌, 53(3):113-153

(Issue Date)

2003-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004964>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004964>



アセアン諸国の仲裁法の動向にみる国策的特色

——投資紛争処理の視点から——

金子 由 芳

〈目 次〉

I 本稿の検討課題

1 検討対象——投資紛争処理における仲裁法

2 投資紛争処理をめぐる対立の構図

II 各国の投資紛争処理制度の概観

1 インドネシア

2 タイ

3 ベトナム

III 各国仲裁法の内容的特色

1 インドネシア

2 タイ

3 ベトナム

IV 各国仲裁法の政策選択

1 各国の共通点にみる国内仲裁の政策的推進

2 各国の相違点にみる仲裁の性格

V 結論

I 本稿の検討課題

1 検討対象——投資紛争処理における仲裁法

仲裁法の国際的ハーモナイゼーションは、国際的貿易・投資の自由化をめぐるいわゆるグローバル化の浸透とともに、新たな意味での展開を示しつつあるように見受けられる。従来、国家を単位とする近代法の問題認識のもとでは、仲裁法の設計は国家の紛争解決制度秩序にいかんにかに仲裁を位置づけ、いかなる要件と後見・監督のもとで最終的な強制力を付与していくかの国内法政策の問題として理解され、したがって国際的なハーモナイゼーションが要請されてくるのは、あくまで外国仲裁判断の承認・執行やその他涉外的な問題状況に限られるとする理解が一般的であったと考えられる。しかしながらグローバル化の浸透に伴い、国際経済活動は、国境を介した貿易関係にとどまらず、現地に生産拠点を置く製造業直接投資や、さらに地場流通過程に深く分け入るサービス投資へと多様な広がりを見せており、この過程で生じる投資紛争はもはや涉外関係・国際商事紛争と割り切ることはできない。こうしたいわば国際商事紛争の国内化ともいふべき現象は、紛争処理手段の選択にも当然変化をもたらしていく。従来型の貿易関係では、適当な第三国における外国仲裁や外国裁判を合意し、任意の準拠法選択が

通用しえていたとしても、多様な投資関係の深まりのもとでは、投資先現地における国内裁判や国内仲裁といった紛争処理制度を利用し、かつ現地法の適用避けられない局面が増大している。今後、WTO（世界貿易機構）の牽引する自由化枠組みのもとでさらなる投資関係の深化が推進されていくとすれば、現地の国内紛争処理制度の整備はいっそう急務となる。かくしてグローバル化の潮流は、国内紛争処理制度を各国毎の国内法政策の問題にとどまらず、国際的な改革圧力に晒しつつあるわけで、いわば国際商事紛争の国内化と表裏一体で、国内紛争処理制度の国際化ともいべき現象が生じている。仲裁法のハーモナイゼーションの動きもまた、このような文脈のなかで理解が可能と考えられる。

こうしたなか、日系製造業などの外資を積極的に導入し急速な経済開発路線を志向するアセアン諸国において、最近相次いで「仲裁法」の改正ないし新規立法が行われている。一九九九年八月成立のインドネシア「仲裁および代替的紛争解決法」²、二〇〇二年四月成立のタイ「仲裁法」³、および二〇〇三年三月成立のベトナム「商事仲裁令」⁴などの動きである。これらのいずれにおいても、一九八五年公表のUNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration（以下「UNCITRALモデル法」という）へのハーモナイゼーションが強調されている。周知のように「UNCITRALモデル法」は仲裁法のハーモナイゼーションの促進を目的として、あえてモデル法という現実的な形式を採用しているのであり、モデル法の全面的な移植が推奨されている。しかしながらこれらアセアン諸国の仲裁法では、必ずしもUNCITRALモデル法を単純に移植したとはいえない。ただしUNCITRALモデル法も、じつはUNCITRAL自身によるモデル法採用の公認は受けていない⁵。ただしUNCITRALモデル法もある種の妥協の産物であって絶対的でなく、しかも実際には先進国のあいだにも、モデル法の採用態度にはバリエーションが存在しているのであり、しかもこうしたバリエーションは国際仲裁を積極的に誘致するためのより魅力ある制度設計を競うものであるとして、肯定評価される向きがある⁶。ではアセアン諸国の仲裁

法に表れた制度設計の個性は、どのように評価されるべきであろうか。

アセアン諸国は製造業を中核とする日系企業の投資活動のメッカであり、投資紛争処理手段の改善へ向けた要請は根強く、その一選択肢として、仲裁法の動向の検討は重要な課題である。しかしこれまでいくつかの先駆的な紹介や国際シンポジウムの試みが注目を集めているほかは、連綿的な概説が中心で、いまだ十分な比較検討は存在しない。そこで本稿はこれらの仲裁法の内容面に改めて立ち入り、UNCITRALモデル法との異同や相互の相違に着目しつつ、投資紛争処理の制度設計におけるそれぞれの政策的選択を読み解くことを目的とする。

2 投資紛争処理をめぐる対立の構図

投資紛争解決の手段について、まずは外国裁判や外国仲裁などの外国紛争処理手段を選択し投資先現地で執行のみ行う方法と、他方、投資先現地における国内裁判や国内仲裁などへ訴える国内的紛争処理手段とを、対峙させて考える見地が成り立つ。すなわち外資の投資活動をめぐって投資受入国側に根強い警戒感が存在することを前提とするかぎり、外資側は伝統的に現地の紛争処理制度を回避し、外資の母国ないしは第三国における外国仲裁や外国裁判に持ち込もうとする傾向を示す。逆に現地社会側からすれば、自国の領域内で行われる外資の利潤活動に対して現地の裁断が及ばず、ひいては現地の実体法規範まで回避されかねない特権的な帰結への不当感が形成されざるを得ない。歴史的にも、中南米諸国において植民地主義的収奪に対する反発の象徴として憲法にさえ明記されてきた「カルボー条項」をめぐる議論はあまりに有名である。

しかしグローバリゼーションが謳われ投資自由化が進む現代、こうした外資排斥的な現地感情が克服されていくことが前提であるとすれば、外国紛争処理と国内的紛争処理とを対峙させた議論枠組みは過去のものということになり、むしろ当事者の自由選択にとつての制度メニューを充実する趣旨で、それぞれを対等な競争関係において改

善を図っていく道が考えられる。UNCITRALが、たとえば一九七六年「UNCITRAL仲裁規則」でアドホックな外国紛争処理の手續改善にとどまっていた守備領域を踏み越え、あえて一九八五年UNCITRALモデル法で各国仲裁法の「改善とハーモナイゼーション」に乗り出した姿勢は、まさに外資による利用を想定して国内紛争処理の充実を図るものであって、現代的な投資自由化の潮流を前提した動きと考えられる。UNCITRALモデル法の対象は「国際商事仲裁」であるが、その「商事」性や「国際」性の定義（同一条）はきわめて射程が大きく、現地進出した外資が国内仲裁を活用していく局面を、広く照準に含んでいるのである。

ところが皮肉な経済的現実として、外資はいまなお外国紛争解決を執拗に志向しつづける傾向が見られる。しかもこうした外資の現実的意向を受けるかのように、外国紛争処理手段の実効性を保障する国際的制度秩序はさらに強化の過程にある。すでに権威が確立されて久しい、外国仲裁判断の承認執行に関する一九五八年ニューヨーク条約、一九六五年の投資紛争解決条約（ICSID）といった既存秩序に加えて、最近では二国間投資協定（BIT）や自由貿易協定（FTA）などの活発な締結交渉を通じて、外資による外国紛争処理手段の利用度を保障・拡張する動きがある。外資がこうした確立された外国紛争処理手段を容易に手離すとは考えにくい。

いっぽうこれに対して、投資先現地の法制設計上は、逆に外国紛争解決を阻むさまざまな工夫がいまなお散見される。積極的な外資導入姿勢の知られるアセアン諸国においてさえ、以下で概観するように従来から各種多様な設計を通じて、外国裁判の執行を拒否し、あるいは外国仲裁の承認・執行要件を解釈上で加重するなどの傾向が存在し、「カルボー条項」流の外資警戒観にねざした紛争解決処理制度が基調であった。こうしたなか、国際機関などの外圧を受けて実施された最近の仲裁法改革は、既往の制度傾向にどのような性格の変化をもたらしているのだろうか。

以下では最近新たな仲裁法を実現した例として、とくにインドネシア、タイ、ベトナムを取り上げることとする。

アセアン諸国の仲裁法の動向はむしろこれら三カ国に限られないが、投資紛争解決手段として国家的に国内仲裁を推進する点で共通しており、制度設計の細部の比較に意義が見い出されるためである。以下、まずⅡでは各国の紛争処理制度全般における仲裁の位置づけを確認し、そのうえでⅢでそれぞれの新仲裁法の内容的読解に立ち入って特色を把握し、ⅣでUNCITRALモデル法や相互の比較検討を通じて政策選択の傾向を読解する。

Ⅰ 各国の投資紛争処理制度の概観

1 インドネシア

インドネシアの商事紛争では従来から、マレーシア・シンガポールなどの英法系近隣諸国における外国仲裁がもつとも頻繁に利用されてきたようである。しかし外国仲裁の執行面では長く、オランダ法を移入した一八四八年「民事訴訟法典」第三篇の仲裁規定（六五―一六五一条）に基づき、国内仲裁と同一に、仲裁判断の執行決定手続と取消し手続とが別立ての特殊な仕組みに服してきた。インドネシアは一九八一年に外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約に加盟したが、これを受けた国内法規が未整備であることを理由に条約に基づく承認・執行を拒否する最高裁決定が存在し、一九九〇年に至ってようやく条約に沿った承認・執行が開始した経緯がある。今次一九九九年の新仲裁法（六六条a項）で、改めて、外国仲裁の承認・執行は相互主義を原則としつつもインドネシアの加盟する条約に従って実施することが明記された。

いっぽう国内紛争解決手段であるが、まずはインドネシアの国内裁判は、国際的な評価が芳しくない。同国の裁判制度は、最高裁の統括する普通裁判所システムのほか、特別裁判所として宗教裁判所、軍事裁判所、行政裁判所があり、また二〇〇一年憲法改正で憲法裁判所の設置が予定されている。目下は普通裁判所システムの改革が断行されているが、その一環で一九九八年に「商事裁判所」を特設し、破産事件をはじめとする商事紛争の管轄権を集

中している。また大陸法諸国に共通する傾向ではあるが、従来から下級裁判所の人事権や財政権を司法省が掌握する体制であり、英米法的な一元的司法システムとの対比で司法権の独立が遅れているとする批判を受け、一九九九年「司法権の基本規則に関する一九七〇年法律第一四号の改正に関する一九九九年法律第三五号」に基づき、二〇〇四年までに段階的に人事・財政権限が最高裁に移管する計画が存在する²⁰。

以上のような国内裁判の不人気やその改革の遅れから、別途、国内仲裁が推進される気運がある。国内仲裁については、一九七七年設置のインドネシア全国仲裁委員会(BANI)が存在し、上述の「民事訴訟法典」仲裁規定に依拠した実務が行われてきたが、今次一九九九年の新仲裁法により規定の現代化が行われたものである。

新仲裁法の正式名称は「仲裁および代替的紛争解決に関する法律」であるが、各種のADRメニューを並列して当事者選択に委ねるものではない。民事紛争については協議→調停→仲裁の手続順序を強制する規定があるが(六条)、商事紛争について仲裁への直行を認めており(五条一項)、その他はすべて仲裁に関する規定である。ただし仲裁の手続過程では、審理開始前に仲裁法廷の指導で当事者間の協議を促す、一種の調停前置型仲裁(Med Arb)を強制するものとなっている(四五条・四六条)。

2 タイ

タイでは、自国の民事訴訟法に外国裁判管轄権や外国判決の承認・執行に関する要件を定めた規定がなく、また関連する条約にも一切加盟していないことを理由に、外国判決の承認・執行は否定されている²¹。したがって投資紛争の解決を求める当事者にとっての主な選択肢は、外国仲裁か、国内における裁判ないし仲裁等のADRということになる。

このうちまず外国仲裁に関しては、タイは外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約の締約国であ

り、ただし相互主義の留保があり、一九八七年旧「仲裁法」(三四条・三五条)では同条約に該当する仲裁判断についてのみ承認・執行の対象としていた。今次二〇〇二年「仲裁法」(四一条・四三条)では、いかなる国でなされた仲裁判断もタイが加盟する条約等に合致するかぎり承認・執行の対象となるとして、規定ふりを拡張したが、相互主義は維持されている。なお外国仲裁判断の承認・執行の管轄権は主に、外国要素の紛争を専属的に管轄する特別裁判所である後述の「知的財産権・国際貿易裁判所」が有するが、しかしすでにタイ法人として設立された外資系企業をめぐる投資紛争は、必ずしも外国要素ありと判定されずとは限らず、国内紛争として普通裁判所が管轄する局面は多いと考えられる。その場合、「知的財産権・国際貿易裁判所」の判示傾向が当然に踏襲されるか予断を許さず、たとえばタイ国の公序基準などをめぐる解釈運用の方向性は不明である。

つぎに国内裁判であるが、タイの裁判制度は伝統的に三審制の普通裁判所システムを基本とするが、目下は一九九七年新憲法のもとで大掛かりな司法改革のさなかにある。司法人事・財政の司法省への従属、下級審判断への不信からする上訴率の高さ、訴訟社会化に伴う滞留と遅延^{遅延}、などの問題を抱えていたが、二〇〇〇年半ばに行政からの独立が図られ、最高裁主導の自己改革が動き出している。また従来型の普通裁判所とは別に、迅速処理の要請の強い経済紛争分野を専門に管轄する裁判所の設置が相次いでいる。たとえば一九九八年には、倒産処理の迅速化を図って「破産裁判所」が設置されている。また固有の訴訟手続法を有し非法律家裁判官が裁判に関与する特別裁判所として、一九九七年末に涉外経済関係専門の「知的財産権・国際貿易裁判所」が設立され、柔軟な訴訟手続と二審制による迅速処理が内外から評価されている。ただし上述のように、現地法人を設立し現地で生産・販売を展開する投資活動をめぐって、各種紛争は必ずしも同裁判所の管轄対象に該当するとは限らず、普通裁判所に向かわざるを得ない。なお以上の新設裁判所はいずれも最終審は最高裁である。他方、一九九七年の新憲法のもとでフランス流の「行政裁判所」が新たに設置され、外資にとっては行政相手の投資紛争を争う新たな場であるが、政治学者

などの非法曹が裁判官として任命されるしくみで、政治色の懸念がある。当然ながら司法システムによる最終審査の対象外である。

以上のようにそれぞれ限界を伴う外国仲裁や国内裁判との対比で、投資紛争処理手段の残る期待は国内ADRである。とくに国内仲裁について、一九八七年旧「仲裁法」のもとで司法省が所管した常設の「タイ仲裁機関」が、一九九九年に司法裁判所付設「ADR局」として改組され、とくに二〇〇二年以降同局における仲裁の利用が激増している。この背景として、旧「仲裁法」のもとでは仲裁判断について裁判所が実体内容審査を行うしくみであったところ、新たに二〇〇二年「仲裁法」がこれを放棄し、外国仲裁と同一の執行判決・執行手続を採用する修正を実施した影響と考えられる。なおこのほか、保険・証券取引などの個別分野毎に行政による常設またはアドホックの仲裁制度が複数存在する。

3 ベトナム

ベトナムでは投資紛争処理手段として、外国裁判や外国仲裁を制度上許容しているが、いくつかの深刻な限界が設けられている。まずは外国裁判について、一九九三年「外国裁判所による民事判決の承認・執行に関する法令」が存在するが、しかし投資協定や司法共助条約などの具体的な条約根拠が不在の場合は、外国判決の承認・執行はありえないとする公式解釈が別途存在する。たとえば日本とのあいだでは投資協定がまだ交渉中の段階であるなど、条約根拠を欠くため、日系投資家にとって日本における裁判は選択肢たりえないということになる。

いっぽう外国仲裁については、外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約に一九九五年に加盟し、これを受けた一九九五年「外国仲裁判断の承認・執行に関する法令」が成立している。しかし事例の蓄積が不足する現状では裁判所の適用姿勢に対する外資の疑心暗鬼が根強く、たとえば現地国有企業を利用する見地で仲裁合意の存

在を否定したとみられる複数の事例が批判されている。また同法令の承認・執行要件のなかに「ベトナム法の基本原則に反すること」なる規定があり（一六条二項b号）、この解釈がニューヨーク条約にいう「公序良俗」の趣旨よりも拡張して解釈適用されていくのではないか、あるいはニューヨーク条約加盟時に「商事紛争」に限る留保を行ったが、この「商事」性の解釈が濫用されるのではないか、といった懸念も語られている。

外国裁判や外国仲裁をめぐる以上のような限界は、一九九七年「商事法」（二四〇条）でも一貫しており、すなわち当事者の別途合意や条約根拠なきがぎり、紛争処理手段としてはベトナムの国内裁判が強制されている。さらにまたベトナムでは一九八〇年代半ばの経済改革（ドイモイ）開始以降、現地で法人設立を行う外国投資家に適用される特別法である「外資法」をおりおり改訂してきたが、ここでは外資とベトナム企業との関係で生じる紛争についてはベトナムの国内仲裁または国内裁判による解決が強制されており、ただし合弁当事者間の紛争に限って例外的にその他の仲裁（外国仲裁をも含む余地）を認める規定を置いてきた（現行一九九六年「外資法」二四〇条）。このような規定が今後とも存続するかぎり、投資紛争処理制度として外国判決・外国仲裁を利用する可能性は厳しく阻まれていくことになる。

以上のように外国紛争処理制度の利用に重大な限界が存在するなか、いっぽうで国内的紛争処理制度は急速な制度改革過程にある。まずは国内裁判だが、現行一九九二年「憲法」および「人民裁判所組織法」のもとで、二審制の普通裁判所システムを基本とし、その一元的な管轄権を確立する過程にある。とくに過去には、旧ソ連由来の民事契約（私人間関係）と経済契約（生産関係）との教条主義的峻別にに基づき、経済紛争処理を行政主管の経済仲裁機関に委ねていたが、これが改革過程で普通裁判所の管轄下に統合された。なお裁判所内部の事物管轄としてはいままも民事紛争と経済紛争とが分かれ、それぞれ異なる訴訟手続が適用され、深刻な管轄争いの問題などを生じているが、これも近く成立が予想される「民事訴訟手続法」で一本化される見込みである。また二〇〇二年の「人民裁

判所組織法」改正で下級裁判所が司法省の管理から離脱し、最高裁の統率する司法独立的構造が実現している。国内裁判は全般にこうした改革気運のもとにあるが、とはいえ判決の公開制度がなく社会的評判に晒されない問題、また裁判所長官や検察院による監督審査が、社会主義由来の管理主義も相まって過度に厳格に実施され、判決そのものの最終的確定に予測不能性がつきまとう問題、司法省が担う執行制度の機能不全など、各種の根本的問題の解決にはさらに時間を要するとみられる。

こうしたなか注目されるのが国内仲裁である。従来からベトナムには常設の仲裁機関として、主に国際紛争を扱う「ベトナム国際仲裁センター」と、ベトナム商工会議所により全国五ヶ所に設けられた国内紛争中心の「経済仲裁センター」が公認されているが、従来はこれら機関による仲裁判断について裁判所による執行根拠が存在しない欠陥があった。そこで今次の二〇〇三年「商事仲裁令」が成り、上記の既存仲裁機関のみならず今後予想されるアドホック仲裁をも想定しつつ、執行手続を含む仲裁手続全般の基本規定を提示するに至った。

Ⅱ 各国仲裁法の内容的特色

以上投資紛争処理において外国裁判や外国仲裁を用いにくい制度上の障害が各国それぞれの流儀で織り込まれ、その代替として国内的紛争処理手段が推奨される傾向が見出された。ただし各国とも国内裁判の制度改革がいまなお途上にあるなか、代替的紛争解決手段としてのプラス・イメージを伴う国内仲裁を、意識的に推進する構図がうかがわれる。そこで以下ではさらに各国仲裁法の条文に立ち入って、それぞれ国内仲裁制度の実像を見極めることとしたい。この際、各国とも起草過程ではUNCITRALモデル法への調和を意識したことが強調されていることから、同モデル法を軸に、これとの共通点・相違点を辿る方法で各国の特色を把握することを試みる。

1 インドネシア

(1) 適用範囲

インドネシアの一九九九年「仲裁および代替的紛争解決に関する法律」は、「仲裁」を広く「民事紛争」の解決手段として定義し（一条一号）、「民事紛争」全般の代替的紛争解決手続として協議・調停・仲裁の手続順序を規定するなど（六条）、一見すると国際紛争・国内紛争の別を問わず、また民事・商事の別を問わぬ広い射程を置いているかのようだが、しかしながら他方で、仲裁は「取引紛争」においてのみ利用可能だと規定する（五条一項）。事実上、商事仲裁に限定する趣旨と考えられる。ただし「取引紛争」の定義はなんら存在しないだけに、仲裁可能性をめぐる後続の審査過程にとって、「取引」性の不透明な解釈余地を残している。

また法規によって、特定領域の紛争につき仲裁可能性を制限する場合について一般的な言及がなされている（五条二項）。こうした法規による制限じたいはUNCITRALモデル（一条五項）も許容するところではあるが、インドネシア仲裁法はどのような領域で制限的法規が適用されるか特定のヒントすら提示しておらず、将来こうした法規が乱発される懸念も含み、予測可能性を阻害している。

(2) 仲裁合意

仲裁合意の要件として、一定の法的関係において「すでに生じたあるいは今後生じうるすべての紛争」を仲裁（あるいはその他の代替的紛争解決手段）で解決することについての合意が必要とされている（二条）。UNCITRALモデル法（七条一項）に近い表現ぶりではあるが、モデル法が「*or certain disputes*」とするところを「すべての紛争」とする点が異なる。こうした紋り込みは、仲裁合意が全面的な専属管轄の合意であることを要求する趣旨であるとすれば、後続の仲裁可能性の審査局面で、仲裁合意の成否をめぐる文言上の論難材料ともされうる懸

念がある。

(3) 裁判所との関係

(イ) 仲裁手続への介入 UNCITRALモデル法(五条)では裁判所の介入を一般的に排除する宣言を行っているが、インドネシア法もこれを踏襲し、裁判所の関与を原則否定している(二一条二項)。

(ロ) 本案提訴の却下 インドネシア法は仲裁合意の対象に含まれる紛争を本案とする訴訟提起の権利を否定し(三条・一一条二項)、提訴があれば裁判所が即時却下せねばならないと規定する(二一条二項)。UNCITRALモデル法(八条)では、反対当事者による妨訴抗弁の援用がないかぎり仲裁と裁判との競合を許容し、妨訴抗弁があれば裁判所が仲裁可能性を審査のうえ仲裁付託命令に及ぶが、この審査確定までは仲裁法廷もまた仲裁続行権限を有するとする調整方針が知られている。インドネシア法が裁判所の介入機会の最小化に意を砕くあまり、結果として当事者意思の柔軟な変化を許容せず、あくまで当初の仲裁合意の専属管轄性が維持される方針を読み取れる。

(ハ) 仲裁人の選定・忌避・欠格 UNCITRALモデル法は仲裁人の選定(一一条)・忌避(二三条)・欠格(二四条)をめぐる手続膠着解消場面面で、裁判所による最終判定を組み込んでいるが、インドネシア法もこれを踏襲している(二四条・一五条・一九条・二五条ほか)。

(ニ) 仲裁権限の審査 上記の本案提訴とは別に、UNCITRALモデル法(二六条)は、仲裁法廷の管轄権限が問題となる局面で、仲裁法廷の自己判断に対する不服申立てとして裁判所による一審制の審査手続を設けるが、インドネシア法はこのような手続を規定していない。

(ホ) 保全措置 UNCITRALモデル法では、当事者が裁判所に直接保全措置を請求することを許容するとと

もに(九条)、仲裁法廷自身による保全命令を規定しているがその具体的な執行方法の記述はなく(一七条)、目下モデル法の修正が論じられるポイントとして知られている。これに対してインドネシア法では、仲裁法廷の中間判断として保全措置を命令し、これを仲裁判断の執行手続一般のプロセスに載せて裁判所により執行するという、明示的な実現形式を組み込んでいる(三二条)。

(ヘ) 証拠収集 UNCITRALモデル法では、当事者が仲裁法廷の承認を経たうえで裁判所に証拠収集の支援を請求しうるとする(二七条)。インドネシア法ではとくにこのような明記はない。

(4) 仲裁手続の特色

(イ) 平等かつ十分な手続保障 UNCITRALモデル法(一八条)は当事者の平等取扱いと、十分な主張機会の提供を定めているが、該当するインドネシア法(二九条)では、平等取扱いを規定するも、十分な主張機会については言及していない。

(ロ) 手続規則の選択 UNCITRALモデル法(一九条)は仲裁法廷の手続規則について、当事者が定め、当事者合意なきときは仲裁法廷が自ら定めるものとするが、インドネシア法(三一条)も同旨である。

(ハ) 仲裁地の選択 UNCITRALモデル法(二〇条)は、仲裁地は当事者が定め、当事者合意なきときは仲裁法廷が自ら定めるものとするが、インドネシア法(三二条三項)も仲裁規則中で当事者が定めるとする。

(ニ) 手続迅速化配慮 UNCITRALモデル法における、送達簡素化(三条)、権利放棄(四条)といった一般規定はインドネシア法には見当たらない。逆に、インドネシア法は送達文書の公正証書化など要件を加重している(八条・九条)。ただしUNCITRALモデル法における、審尋を要さぬ書面審査(二四条)、申立書不提出における手続取下げや答弁書不提出における手続続行(二五条)、といった手続進捗配慮規定はインド

ネシア法も採用している(二六条・四四条)。

(ホ) 手続期限の設定 UNCITRALモデル法には見られない手続迅速化配慮として、個別の仲裁規則で定められるような細かな手続期限をあえて法定する点が挙げられる。とくに仲裁人の奇数選定(一四条・一五条)、仲裁人の忌避(二四条)、申立書・答弁書の提出(二九条)、申立書不提出における手続取下げや答弁書不提出における手続続行(四四条)、などの手続的膠着の予想される局面で一律の手続期限を設定する特色がある。全般に期限設定は短く(各段階で一〇日ないし一四日)、紛争毎の性格の相違を度外視した一律の法定には疑問も残る。また仲裁規則では仲裁判断の完成期限を明記することを求め(三二条三項)、その最長期限は仲裁法廷成立から原則一八〇日以内とする(四八条)。

(ヘ) 調停前置主義 UNCITRALモデル法には存在しない手続的特色として、インドネシア法は仲裁法廷の審理開始前に、仲裁法廷の指導による当事者間の協議を制度強制している(四五条・四六条)。仲裁人が調停人をおかねる形式での一種の調停前置型仲裁(Med- Arb)と見ることも可能である。

(5) 仲裁判断

(イ) 仲裁判断の基準

UNCITRALモデル法(二八条)は、仲裁判断の実体問題に適用される法について規定を設けており、すなわち一義的には当事者による適用法選択、その選択なきときは仲裁法廷の認める抵触規則で決定し、また「善と衡平」ないし「友宜的仲裁」の適用は両当事者の認める場合に限り可能とし、かつ契約・慣行につねに配慮している。ここでは裁判におけるごとく一定の実体法秩序を前提に判断を行う姿勢が原則とされ、仲裁法廷の柔軟裁量の便宜よりも、当事者の予測可能性を重視する立場と考えられる。ところがインドネシア法(五六条)では、

仲裁法廷が法的基準ないしは正義・適正の基準を自由に決定しようとし、その際に当事者の準拠法合意も参照されるところのしくみであり、仲裁法廷の裁量性が前提となっている。

(ロ) 仲裁判断の理由

UNCITRALモデル法(三一条)は、当事者の異なる合意なきがぎり、仲裁判断が「理由」を明示することを要求しており、適用法を明確化する上記の姿勢とも平仄が合う。しかしインドネシア法では「理由」の要請は明示されておらず、単に、検討事項と結論の記載、かつ少数意見の明記が求められるのみである(五四条)。一般に英米法諸国の仲裁判断は法的根拠を明示しない傾向が言われ、仲裁法廷の柔軟な裁量を重視し裁判所の介入を阻む姿勢と考えられるが、マレーシア等近隣英米法諸国とのつながりの深いインドネシアで、こうした裁量重視の商事仲裁慣行が踏襲されていると想像される。しかし適用法を問わず法的根拠を明示しない仲裁判断では、紛争処理の予測可能性という意味で疑問が残る。しかもインドネシア法の上記のような一律の手続期限法定などとも相俟って、審理を尽くさぬ安易な仲裁の横行につながることは懸念される。

(ハ) 訂正

インドネシア法(五八条)では、UNCITRALモデル(二三条)の三〇日より短く、一四日以内の訂正猶予が設けられている。

(6) 仲裁判断の取消し・差戻し

UNCITRALモデル法(三四条)は、裁判所による仲裁判断の取消し・差戻し手続を規定する。仲裁判断に執行性を認めるに際して何らかの国家的審査が必要であるとしても、ここでは上訴による実体審査の道避け、あくまで仲裁可能性・公序・手続的要件に限定された形式審査を設ける立場である。したがって審査基準としては、

外国仲裁の承認・執行に関するニューヨーク条約を踏襲するものとなっている。結果として、後述の仲裁判断の執行審査と審査事項が重複することになるが、しかし執行審査は執行裁判所かぎりで行う判断であるのに対し、取消し審査は、執行地のみならず、仲裁地や仲裁判断の基準法地の裁判所にも提訴できる開かれた審査機会である点で（三六条一項a（v）参照）、独自の機能が期待されている。なおUNCITRALモデルでは取消しか棄却かの判定以外に、仲裁法廷に差戻す道を設けているが、仲裁法廷の裁量を尊重する英米法諸国の慣行を受けるもので、この意味では裁判所が仲裁法廷の裁量逸脱性のチェック機関に任じている。

ところがインドネシア法では、仲裁判断は確定的であるとし（六〇条）、こうした取消し・差戻し手続はまったく採用されていない。この点、従来のインドネシアの仲裁ではオランダ由来の「民事訴訟法典」を受けて、仲裁判断の取消し審査と、公序審査だけで簡弁に終わる執行許可とがまったく別個に行われ、執行許可後に取消し決定という混乱もありえたことから、今次の「仲裁法」によって両者の手続を一本化する趣旨で、強化された執行審査のみを設ける形式としたためである。しかしながら上記（5）（ロ）のように仲裁法定の裁量重視を想定していながら、仲裁法廷に差戻すチャンスを組み込まない点では、一貫性がない。

（7） 仲裁判断の執行

インドネシアにおける仲裁判断の執行は、国内仲裁と外国仲裁について分けて規定されており、UNCITRALモデル法（三五条・三六条）が、一律の規定を設ける点と異なる。

まずは国内仲裁では仲裁判断の完成から三〇日以内に裁判所に登録しなければ、後日の執行は認められない（五九条）。裁判所の執行命令は受理から三〇日以内に、仲裁合意とその要式面・手続面（四條）、「取引」性や法令による禁止などの仲裁可能性（五條）、および公序を基準として行われる（六一条・六二条）。仲裁判断の具体的な内容

を審査してはならない(六二条四項)。すでに述べたようにインドネシア法では、本案提訴が当然却下され、仲裁権限の審査規定も設けず、仲裁判断の成立後も取消し審査を設けていないなど、仲裁手続過程に対する裁判所の監視機会が排除されているために、執行審査というこの最終局面に、仲裁合意や仲裁権限、「取引」性や法律による制限などの仲裁可能性、公序、といったあらゆる重要事項の審査が集中することになる。これらの事項が上述のように不明確さを伴い、裁判所の解釈余地が大きく残る点の懸念が、まさに最終局面に集約して現れることになる。

いっぽう外国仲裁の承認・執行は、条約上の相互主義を条件とし(六六条a項)、商事紛争に限定し(同b項)、公序に合致し(同c項)、かつ所管裁判所の承認決定を経るものとされる(同d項e項)。この承認決定の基準は本法では明示されていない。同決定は最終的であり上訴・監督審査の対象とされていない(六八条)。

2 タイ

(1) 適用範囲

タイの二〇〇二年「仲裁法」は、国内紛争・国際紛争、民事紛争・商事紛争、といった分類を設けておらず、タイを仲裁地ないし執行地とする仲裁全般に適用されることが想定されている。タイ法は以下のようにUNCITRALモデル法を全般的に踏襲する傾向があり、迅速処理を旨とする商事紛争モデルを民事紛争一般に敷衍する際の配慮規定は、とくに見られない。

(2) 仲裁合意

仲裁合意は、一定の法的関係において「すでに生じたあるいは将来発生が予想される紛争の、全部または一部」を仲裁で解決することの合意とされている(二一条)。UNCITRALモデル法(七条一項)と同様の表現ぶり

である。

(3) 裁判所との関係

(イ) 仲裁手続への介入 UNCITRALモデル法(五条)のように裁判所の介入を一般的に排除する宣言規定はとくにない。

(ロ) 本案提訴の却下 タイ法(一四条)では、UNCITRALモデル法(八条)とほぼ同様に、仲裁合意の及ぶ紛争について提訴がなされた場合に、反対当事者の妨訴抗弁があれば裁判所が仲裁可能性や執行可能性を審査するものとする。こうした審査がどのような介入に及んでいくかは予断を許さない。なおUNCITRALモデル法は仲裁付託命令を与えるものとしているが、タイ法では提訴を却下するにとどめている。

(ハ) 仲裁人の選定・忌避・欠格 UNCITRALモデル法を踏襲して、タイ法においても仲裁人の選定(一八条)・忌避(二〇条)などの手続騒着場面では裁判所が最終決定を行なう。

(ニ) 仲裁権限の審査 仲裁法廷の管轄権限につき裁判所の審査手続を設けるUNCITRALモデル法(一六条)を、タイ法(二四条)はほぼ全面踏襲している。

(ホ) 保全措置でタイ法(一六条)は、当事者が裁判所に直接保全措置を請求することを許容する点でUNCITRALモデル法(九条)を受けるが、しかしUNCITRALモデル法(一七条)が仲裁法廷自身による保全命令を想定する点は踏襲していない。

(ヘ) 証拠収集 タイ法(三三条)は、UNCITRALモデル法(二七条)と同様に、当事者が仲裁法廷の承認を経たうえで裁判所に証拠収集の支援を請求しうるとする。

(4) 仲裁手続の特色

(イ) 平等かつ十分な手続保障 UNCITRALモデル法(一八条)は当事者の平等取扱いと、十分な主張機会を提供を定めているが、該当するタイ法(二五条前段)はこれを全面的に踏襲している。

(ロ) 手続規則の選択 UNCITRALモデル法(一九条)は仲裁法廷の手続規則について、当事者が定め、当事者合意なきときは仲裁法廷が自ら定めるとするが、タイ法(二五条後段)は、当事者の異議や法の制限なきかぎり仲裁法廷が自ら定めるものとし、とくに証拠採用については同国の「民事訴訟法」に依拠するものとする。

(ハ) 仲裁地の選択 UNCITRALモデル法(二〇条)を全面踏襲して、タイ法(二六条)は仲裁地は当事者が定め、当事者合意なきときは仲裁法廷が自ら定めるものとする。

(ニ) 手続迅速化配慮 UNCITRALモデル法を踏襲して、送達簡素化(七条)、異議申訴なき場合の権利放棄(八条)、仲裁人の忌避・退任における代替者の補充(二二条)、審尋を要さぬ書面審査(三〇条)、申立書不提出における手続取下げや答弁書不提出における手続続行(三一条)、といった手続進捗配慮規定を採用している。

(ホ) 手続期限の設定 UNCITRALモデル法には見られない手続迅速化配慮として、上記インドネシア法と同様に、細かな手続期限をあえて法定する傾向がある。たとえば手続的膠着の予想される仲裁人の奇数選定(二八条)、仲裁人の忌避(二〇条)、仲裁法廷の管轄権(二四条)、などの局面で一五日から三〇日の時限が設定されている。

(ヘ) 調停 インドネシア法におけるような調停前置主義を採用せず、単にUNCITRALモデル(三〇条)と同様に、仲裁過程の和解合意につき仲裁判断の形式で執行に持ち込む方法を規定するのみである。

(5) 仲裁判断

(イ) 仲裁判断の基準

仲裁判断の基準に関するタイ法の規定(三四条)は、当事者の適用法選択を第一義とし、契約や商慣行を重視する点はUNCITRALモデル法(二八条)と同様であるが、重大な相違として、まずは当事者の選択なきときは、抵触法の許すかぎりタイの法を選択するものとしている。また当事者は「善と衡平」の採用を任意に明記しうるのみ規定し、当事者の意思を問わずに仲裁法廷の裁量で採用する余地を残していると見られる。

タイ法の強制は、国際仲裁の慣行において仲裁地の選択が往々にして適用法の選択とセットで行われる傾向を反映し、仲裁地としてタイの国内仲裁を選択する当事者意思にタイ法選択の含意を読み取る趣旨であろう。たしかにタイにおける投資紛争では、投資紛争処理の仲裁地をたとえばニューヨーク州とし、適用法をニューヨーク州法などと定める例は多いのであるが、そもそも国内紛争に関する国内仲裁の適用法としては、タイ法こそ最も紛争に関連性の強い実体法であり当事者の予測可能性にも資するという見方が成り立たないとはいえない。とはいえたえばタイ資本が近隣諸国における投資紛争をめぐってタイを仲裁地とした場合に、なおタイ法の適用を強要するとすれば疑問であり、ここでいう抵触法への配慮のありかたが問題になる。タイが自国実体法のよほどの改善を伴わない限り、画一的な強制はむしろ国際仲裁のフォーラムとしてタイが積極的に選択されていく展開を阻む要因ともなりかねまい。

また「善と衡平」の採用につき仲裁法廷の裁量を残す点は、当事者の予測可能性よりも仲裁法廷の柔軟判断の便宜を重視する局面であり、右のようなタイ法の強制との関係では一貫性が疑問である。

(ロ) 理由

タイ法(三七条)は、UNCITRALモデル法(三一条)とほぼ同様に、当事者の異なる合意なきかぎり、仲

裁判断が「理由」を明示することを要求する。なおモデル法にはない文言として、仲裁合意や申立ての範囲を逸脱した仲裁判断が無効である点の再確認規定があるが、上記のように仲裁法廷の裁量余地を残すだけに、裁量の範囲を念押しする趣旨とも解される。

(ハ) 訂正

タイ法(三九条)は、仲裁判断の訂正に関してUNCITRALモデル(二三条)とまったく同旨の規定を置いている。

(6) 仲裁判断の取消し・差戻し

タイ法(四〇条)は、UNCITRALモデル法(三四条)とは同様に、裁判所による取消し・差戻し手続を規定する。ただし重要な相違として、タイ法の審査手続はタイ国内の管轄裁判所への申立てに限っており(四〇条)、仲裁地ないし執行地としての審査である。UNCITRALモデル法では既述のようにあえて取消し審査をなしうる裁判所を特定せず、仲裁地や執行地のほかにも、仲裁判断基準法地の裁判所などへの申立ても想定しているのに対して(三六条一項(a)(v)号)、タイ法(四三条六項)にそうした記述はない。その意味では、タイ法の取消し審査は後述の執行審査との関係で屋上屋を重ねる関係であり、実質的な意義が見えない。ただ、上述のようにタイ法では仲裁法廷の裁量余地が広いことに鑑れば、とくに取消し・差戻し審査による裁量逸脱のチェックに意義があるとも解される。

(7) 仲裁判断の執行

タイにおける仲裁判断の執行は、上述のように従来は外国仲裁と国内仲裁とが分けられ、後者について裁判所の

実体内容面の審査が及ぶ仕組みであったが（一九八七年旧「仲裁法」二四条、今次の新仲裁法により、統一手続とされた。執行の要件としては、UNCITRALモデル法とは同様、ニューヨーク条約の要件を踏襲した一律の基準を置く（四三条・四四条）。ただし、外国仲裁について相互主義の要求（四四条）、執行手続申立てを仲裁判断から三年以内の申立てに限る点が相違する（四二条）。なお上記の取消し・差戻し審査との関係では、その確定を待って執行を行うべく調整が図られている点も（四三条六項）、UNCITRALモデル法（三六条一項（a）（v）号）と同様である。

いっぽう執行の方式面では、UNCITRALモデル法とは異なり「判決」を必要とする点が特筆される（四二条）。しかもこの執行判決は、本法中のその他の裁判所の命令と同じく、つねに最高裁判所または最高行政裁判所に対する上訴の対象となる（四五条）。ただし上訴は二審制であり、再審対象も、公序良俗、安寧秩序、裁判官の少数意見の存在、仮保全措置、に限られているなど、早期確定に配慮していると見られる。とはいえ上訴率の高い同国の実状に鑑みれば、外国仲裁判断をも含む執行過程全般がこのような煩瑣な手続の対象とされていくことの可否が疑われる。

3 ベトナム

（1）適用範囲

ベトナムの二〇〇三年「商事仲裁令」は、適用範囲を商事仲裁に限っているが、国際紛争・国内紛争の双方を含んでいる（一条）。ここで「商事」性の定義については、UNCITRALモデル法（一条）と同様の包括的な例示列挙を行っており、同国の一九九七年「商事法」における「とき狭い定義は踏襲していない。

また、インドネシアやタイにおけるような法規による仲裁可能性の制限に言及する規定は見当たらない。しかし

ながら現実には既述のように、現行一九九六年「外資法」(二四条)が外資とベトナム企業との関係で生じる紛争につきベトナムの国内仲裁または国内裁判による解決を原則強制しており、外国仲裁の利用を排除している。このような制限的法規の動向は、今後とも留意を要する点である。

(2) 仲裁合意

仲裁合意の要件として、「商事」性、署名権限、署名者の民事行為能力、事物管轄や仲裁機関の特定、仲裁合意の形式、詐欺による取消申請の有無が挙げられている(二〇条)。しかしいずれの項目も解釈余地を含んでおり、後日の執行過程で裁判所の裁量的な判断を可能とするために意識的に設けられた要件項目であると見られなくない。じつと上述したように外国仲裁の承認・執行において、裁判所が当事者の署名権限の有無を持ち出すことで、国有企業に不利な仲裁判断を拒否した事例も登場している。

なお同条が仲裁機関を明示的に特定しておくことを求めている点も留意を要する。排他的な専属管轄合意を想定した規定と考えられる。同法は、常設仲裁機関についての司法省による一定の公認手続(二四条―一八条)を詳述するなど、機関仲裁を重視している。アドホック仲裁を否定してはいないが(四条・一九条)、その場合にも、仲裁合意の段階で、アドホック仲裁法廷の組成手続を当事者が厳密に合意するよう求めているわけである。

(3) 裁判所との関係

(イ) 仲裁手続への介入 UNCITRALモデル法(五条)のごとく裁判所の介入を一般的に排除する規定はない。むしろ以下で述べるように、裁判所の主な関与場面毎に、裁判所の積極的な対応を義務づける意図での詳細手続が目立つ。

(ロ) 本案提訴の却下 ベトナム法(五条)では、UNCITRALモデル法(八条)とは異なり、仲裁合意の対象に含まれる紛争を本案とする訴訟提起があれば、裁判所として仲裁合意の有効性を判断のうえ、即時却下せねばならないと規定する。上記のインドネシア法と同様、裁判所の介入機会を限定する結果、当初の仲裁合意の專屬管轄性が絶対的に維持されている。

(ハ) 仲裁人の選定・忌避・欠格 アドホック仲裁においては仲裁人の選定(二六条)・欠格(二七条)などの手続終着消滅旨で、UNCITRALモデル法と同様の裁判所による最終決定手続が組み込まれているが、とくに、裁判所による対応期限を厳密に設定する点がユニークである。なお機関仲裁では、常設仲裁機関がみずから仲裁人選定・欠格などの判断を担うとしており(二五条)、機関毎の仲裁規則を取り込む内容となっている。

(ニ) 仲裁権限の審査 ベトナム法(三〇条)は仲裁法廷の管轄権限をめぐる裁判所の審査手続につき、UNCITRALモデル法(一六条)をほぼ踏襲するとともに、ここでも厳密に裁判所の対応期限を設けている。

(ホ) 保全措置 UNCITRALモデル法(九条)に対応するベトナム法(三三条・三五条)は、当事者が直接裁判所に保全措置を申立てるしくみを規定し、裁判所が仲裁合意や関連する一件書類の真正性をすべて審査したうえで、係争金額に配慮しながら数量で保全措置を命じ、検察による監視を経て執行されるまでの手続を詳述している。なおUNCITRALモデル法(一七条)が規定する仲裁法廷自身による保全命令は想定していない。

(ヘ) 証拠収集 UNCITRALモデル法(二七条)とは異なり、ベトナム法(三二条)では、仲裁法廷が職権探知主義的に証拠収集に乗り出すことが想定されている。

(4) 仲裁手続の特色

(イ) 平等かつ十分な手続保障 UNCITRALモデル法(一八条)の掲げる平等取扱い、十分な主張機会提供の原則を踏襲するベトナム法の規定はない。ただし仲裁人の一般的な義務規定があり、非偏頗性・客観性の維持もその一つである(二三条二項)。

(ロ) 手続規則の選択 UNCITRALモデル法(一九条)の記すような手続規則の選択について、ベトナム法ではやはりことさらに明記していない。

(ハ) 仲裁地の選択 ベトナム法(二三条)では、UNCITRALモデル法(二〇条)を踏襲し、仲裁地は当事者が定め、当事者合意なきときは仲裁法廷が自ら定めるものとする。

(ニ) 手続迅速化配慮 ベトナム法では、UNCITRALモデル法におけるような送達簡素化、異議申述なき場合の権利放棄、書類による審理、といった手続促進趣旨の規定は見当たらない。ただし申立人の理由なき欠席は手続取下げ事由となり、相手方の理由なき欠席は手続続行事由とされる(四〇条)。

(ホ) 手続期限の設定 UNCITRALモデル法には見られない手続迅速化配慮として、上記インドネシア法と同様に、本来は個々の仲裁規則で定めるような細かな手続期限を幾重にも設けることで、手続的遅着を回避しようとする。たとえば仲裁人の選定(二五条・二六条)、申立(二四条)、答弁(二九条)などであり、全般に三〇日の期限が設定されている。インドネシア法との相違として、当事者の行為のみならず、これを受けた仲裁機関や管轄裁判所の対応についてさえ、厳格な期限を設定する。

(ヘ) 調停 ベトナム法(三七条)は仲裁過程で当事者による和解を想定しているが、UNCITRALモデル(三〇条)との相違点として、ベトナム法では当事者が求めるならば仲裁法廷が「調停人」となる余地を明記している(三七条)。また仲裁法廷が調停書に承認決定を付記すると、仲裁判断の形式を介するまでもなく、その

まま債務名義として後述の執行手続に持ち込まれる仕組みである（同条二項後段）。

こうした便宜性は、仲裁手続が日本におけるごとく、調停の合理的な執行手段として利用されていく可能性を示唆しており、ベトナム「商事仲裁令」がADR一般法に近い役割を見せる一面である。

（5）仲裁判断

（イ）仲裁判断の基準

仲裁判断の基準について、ベトナム当事者間の仲裁ではベトナム法の適用が義務づけられている（七条一項）。いっぽう「外国要素」を含む仲裁では、「ベトナム法の基本原則」に反しないかぎりにおいて、当事者の選択した法を適用するとし（七条二項）、また国際商慣行への配慮も行われる（四九条五項）。いずれも「善と衡平」などの仲裁法廷の裁量余地を想定しない点が、UNCITRALモデルとの相違である。

なおここで外国要素とは、両方が一方の当事者が外国人・外国法人である、あるいは係争関係が外国由来である、あるいは在外財産が関係する場合とされるが（二条四号）、ベトナム国内において外資がベトナム法人化したのちに遭遇する国内取引上の紛争は、ここにいう「外国要素」の範囲外と認定されるおそれがある。したがって多くの投資紛争においては、当事者合意による適用法選択も仲裁法廷の裁量も否定されることとなり、外資が仲裁を選択する一つのメリットである適用法選択の柔軟性、ないし現地実体法の適用回避意図は、ここで明確に排除されている。外資の反発は必至だが、しかし上記タイについて触れたように、紛争解決における予測可能性という意味では、国内商事仲裁についての国内法の採用は、一つの合理的な方向性として肯定評価も成り立ちえよう。

（ロ）理由

ベトナム法は、仲裁判断がつねに理由を明示することを要求している（四四条）。UNCITRALモデル法（三

一条)が、当事者の合意により理由の明示を行わない余地を認めている点との相違である。ロシアの仲裁法の影響を受けたものと想像される。なお既述のように調停合意が成立した場合は、仲裁判断の形式を経ずに執行可能となるので、理由明記の問題は生じない。

(ハ) 訂正

仲裁判断の受領から一五日以内に訂正を求め、仲裁法廷は三〇日以内の訂正実施を義務づけられる(四六条)。

(6) 仲裁判断の取消し

仲裁判断から三〇日以内に、仲裁当事者は仲裁地の裁判所に仲裁判断の取消しを申立てうる(五〇条)。裁判所の審査過程については細かな期限設定が付されるなど迅速処理が配慮されているものの(五三条)、その決定に対して、さらに当事者の上訴や検察・最高裁の監督審査が予定され、その煩瑣な手続が細部にわたって記述されている(五五条・五六条)。

取消し審査は、係争の実体内容に踏み込むものではないとされ(五三条四項)、その判断基準としては(五四条)、ニューヨーク条約の要件にほぼ沿った、仲裁合意、適正手続、仲裁可能性、仲裁権限、公序などが挙げられているが、加えて上述した同法一〇条の仲裁合意の要件規定がとくに審査基準の一として明記され(同二条)、解釈余地を含んでいる。また上記にみたような厳格な手続期限などの煩瑣な手続規定が、適正手続違反(同五号)とされかねない点も懸念される。

なおUNCITRALモデル法(三四条四項)が想定するような仲裁法廷への差戻し手続は、採用していない。

(7) 仲裁判断の執行

仲裁判断の執行については、裁判所の執行判決や承認決定などの手続を介さず、仲裁判断をそのまま債務名義として執行手続へ持ち込むものとされている（五七条）。ベトナムの執行機関は司法行政傘下の地方司法局執行部門であるから、なんらの執行審査を行う立場にない。それだけに任意の履行が行われない場合には、取消し審査の有無に配慮せず、執行手続に直行しうる便宜性がある。

しかしながらこうした仕組みでは、仲裁判断が執行に持ち込まれてのちに、取消しが行われるといった事態が当然予想される。しかもベトナム法においては仲裁地における取消し審査がおよそ裁判所による唯一の仲裁判断の監督機会となるわけで、たとえばUNCITRALモデル法が取消し・差戻し・執行の一連の過程を通じて、仲裁地、仲裁判断法根拠地、執行地などの複数の裁判所による審査に道を開いていることとの対比では、審査機会が限定的である。それだけに、多くの事例が取消し審査に殺到していくことが予想されるとすれば、改めて、取消し審査と執行過程との有機的な調整が早晩要請されていくのではないか。

IV 各国仲裁法の政策選択

1 各国の共通点にみる国内仲裁の国策的推進

以上にみた各国の仲裁法改革の共通点として、第一に、仲裁法廷の成立から仲裁判断に至る手続過程の進捗を促すべく、きわめて前向きな改善努力が図られていることが挙げられる。むしろUNCITRALモデル法の枠を超えて、詳細な手続期限を法定し、裁判所による保全・証拠収集などの後見制度を具体化するなどの各国それぞれの工夫を凝らす向きがある。結果としてUNCITRALモデル法が要請する「ハーモナイゼーション」の趣旨に適合しない側面を生じているものの、国際商事仲裁の命題である手続過程の合理化・迅速化の趣旨では、きわめて前

向きな「改善」が模索されていることがうかがわれる。

しかしながらこのように各国仲裁法が仲裁手続の促進に善処する真意は、UNCITRALモデル法自身の想定とは対極的に、国内仲裁の促進を、もって外国紛争処理手段に代替する選択肢として強化を図る狙いに他なるまい。たとえば、仲裁合意に「すべての紛争」なる用語を要求するインドネシア法や、仲裁機関の特定を要するベトナム法が、国内仲裁の排他的な専属管轄合意を想定していることが明らかで、さらに仲裁合意の対象である紛争の本案提訴を自動却下する仕組みが、こうした仲裁の専属管轄性を徹底している。UNCITRALモデル法が妨訴抗弁の援用のないかぎり多様な紛争解決手段の競合を許容し、当事者による自由選択を尊重し選択肢間の切磋琢磨を想定しているとすれば、これら諸国の方針はむしろ、国内仲裁の合意を排他的専属管轄として扱うことで、外国判決や外国仲裁による解決を回避する効果をもたらす。タイ法ではこうした排他的専属管轄の含みは見られないものの、しかし別途、仲裁判断の基準として自国法の適用を強調している点で、外国紛争処理手段としての仲裁とは性格の異なる、新たな仲裁を推進していく態度を示唆している。このように各国とも、仲裁法による国内仲裁の推進方針の背後に、外国紛争処理手段に代替する新たな選択肢を提供する国策的意図が読み取られるのである。

また第二の共通点として、仲裁判断の成立後には一転して、いずれもUNCITRALモデル法から大きくは逸脱しない形で、裁判所の裁量判断の契機が周到に織り込まれていることが挙げられる。まずは裁量根拠が巧妙に盛り込まれている。たとえば「商事性」ないし「取引性」の解釈問題があり、インドネシアではこの点でなんら基準を示さず、ベトナムでは定義条項を置くが既存法との解釈関係が残る。また法規による仲裁可能性の制限問題があり、インドネシアやタイは一般的制限余地を語るのみで具体的な制限領域をなんら限定せず、またベトナムではこうした制限を明記しないが現実には外資法などによる制限が存在する。また仲裁合意の要件面で、ベトナムが法律行為の実体解釈にまで関わる厳密な審査を示唆している。このほかにも公序・安寧秩序・基本原則といった一般的

な審査基準について、各国とも今後の十分な判例蓄積が進むまでには当然ながら不透明な解釈余地が続いていく。

他方で、以上のような裁量余地を実際に活用していくための制度的契機が、各国それぞれに工夫されている。たとえばインドネシアでは、国内仲裁について仲裁手続過程の中間審査や取消し審査の余地が廃され、あらゆる審査は最終的な執行決定手続に集約される仕組みとされたために、最終段階に絶大な裁量権限が集中し、しかも上訴・監督審査を伴う予測のつかない構造である。タイでは国内仲裁で実体審査を要していた執行手続を解消したものの、改正後には、取消し審査と執行判決の二重審査体制を敷き、しかも執行判決は二審制の上訴制度のもとにある。ベトナムでは、仲裁判断をそのまま債務名義として執行過程に持ち込む便宜的仕組みをとるかたわら、上訴や監督審査を伴いうる詳細な取消し審査手続が設けられている。

このように仲裁判断の執行前に裁判所の裁量契機を詳細に盛り込む狙いは、どのようなものであろうか。一つの政策的見地として、紛争解決過程に裁判所による実質的審査をなんらかの形で及ぼさんとする思想が見出される。もちろん各国法とも「裁判所は実体審査に立ち入らない」とする原則を掲げているのだが、裁量判断の過程では仲裁合意や仲裁判断の形式面のみならず、おのずと紛争の事実関係・法律関係の詳細に立ち入った審査が不可避となる。結論的には仲裁判断取消しや執行却下といった仲裁法上の手続法的体裁をとるけれども、その実質は紛争の実体面に及ぶ判断となりかねない。

ではなぜこうした実質的審査の余地が追求されているのであろうか。これら諸国で国内仲裁が推進される背景に、外国フォーラムで外国法を適用する外国紛争解決手段に代えて、現地フォーラムが現地法を適用する国内的紛争解決を促進する国策的意図が存在するとするなら、さらに、現地法を的確に適用しうる最善のフォーラムは裁判所であるとする思想を伴いうるであろう。現地の裁判所に警戒感を抱く外資に配慮して、国内仲裁という、次善のフォーラムを推進しているものの、その過程に裁判所による実質的な内容面の審査をなんらかの形で組み込む道

が、一貫して模索されていることがうかがわれるのである。

2 各国の相違点にみる仲裁の性格

つぎに各国仲裁法の相違点として浮かび上がってくるのは、国内仲裁を一つの代替的紛争解決手段(ADR)として眺めた際の性格の相違である。

インドネシア法で想定される国内仲裁は、仲裁法廷が法的基準や正義・適正の基準を自由に採用でき、また仲裁判断において理由を明示する要求が存在しないなど、仲裁法廷の裁量による柔軟な解決が基調であり、裁判におけるような厳正な法適用のイメージとは距離がある。このことはMediationスタイルの調停前置主義を採用していることともあいまって、仲裁手続全般の性格を柔軟かつ迅速な紛争解決重視のものとしている。結果として、いかなるルールで紛争の実体的問題を解決するかについての当事者の予測可能性を奪い、足して二で割る根拠不明の決着に終始すれば、国内仲裁の人気を損ねるおそれも強い。しかしながらあえて裁判と対置させたADRとしての特色を際立たせ、当事者の自由選択に委ねるという意味では、一つの制度選択の方向性を示唆している。この方向性を追求するにあたっては、上記のような裁判所による裁量余地の多い最終審査のありかたを見直す必要が考えられる。

これに対してベトナム法の仲裁の性格は、予測可能性を伴うルールの適用解釈による紛争解決という意味で、かなり裁判に近いものとなっている。すなわち実体問題の適用法としてベトナム法ないしベトナム法の基本原則を指定し、「善と衡平」などの裁量余地を認めない点で、あくまで当事者の予測可能性にしがたった適用法の採用を促しており、仲裁判断においては当事者の意向を問わずつねに理由の明記を要求するなど、裁判類似の性格は明確である。

いっぽうタイ法の仲裁は、インドネシアとベトナムの中間というべく、裁判類似のルール適用を原則としながらも、仲裁法廷の裁量による「善と衡平」の採用や当事者意思による理由不明記の余地を残すなどの点で、UNCITRALモデル法自身が示す折衷性をさらに深めた、不透明な性格を示唆している。ただ留意される点として、タイ法もベトナム法と同様に、仲裁法廷における適用法として自国法を推進する方針が際立ち、ここで国内仲裁は国内裁判と同然に、紛争の実体問題に自国法の解釈適用を及ぼしていく紛争処理手段としての性格を示唆する。こうした裁判類似の仲裁の性格は、最終的には上述のような、取消し審査や執行判決・上訴などの裁判過程に取り込まれていく構造であるだけに、あたかも裁判過程の下級審に代替しつつ最終的には国内裁判制度の一隅に組み込まれた、公設の制度であるかの性格が認められるのである。

V 結 論

以上、インドネシア・タイ・ベトナムの仲裁法の最近の動向を検討したなかで、これらが共通してUNCITRALモデル法を意識した国内仲裁の改善・促進に前向きであること、しかもモデル法以上に司法による手厚いバックアップ体制のもとで国内仲裁を推進する傾向があること、しかしながらその推進の意図は必ずしもUNCITRALモデル法が想定するような紛争解決選択肢の柔軟化・多様化にはなく、むしろ仲裁合意の排他的専属性を前提し、自国法の適用を強制するなどの特殊な方針を通じて、外国紛争処理制度の利用を阻む狙いが浮き彫りとなった。

いっぽう仲裁の執行過程では、各国ともそれぞれの流儀で、仲裁可能性や手続要件などをめぐって裁判所の裁量余地を含む判断基準が設けられ、またこのような裁量判断を行使しうる手続契機として、上訴や監督審査などを伴う取消し・差戻し審査や執行判決手続などの煩瑣な手続過程が織り込まれている。このような裁量判断は、UNC

ITRALモデル法が想定するミニマムな形式審査の性格を踏み越えて、実質的に係争の内容面に立ち入る余地を含んでいる。こうした厳密な司法チェックの存在意義については、各国の仲裁制度の若干の性格の違いを反映したバリエーションが考えられよう。たとえば仲裁法廷が柔軟な裁量権限を認められるADR的柔軟性の強いインドネシアの仲裁においては、司法的チェックにはそうした裁量の逸脱を見張る監視機能が委ねられていくと考えられる。これに対して、自国法の適用推奨を伴いつつ実体的な理由に基づく紛争解決を要求するベトナム法では、仲裁は裁判に近い機能を果たす補完的フォーラムであり、裁判所によるチェックは、裁判過程における上級審の役割に近い位置づけで理解が可能であろう。タイ法も折衷的性格を示しながらも、本質的には裁判の補完的フォーラムというべく、裁判過程との不即不離の関係が際立っている。

以上のように、各国とも裁判所による手続過程の手厚い後見や裁量性の強いチェック体制をそれぞれの流儀で織り込むことによって、外国紛争処理手段に代替する国内仲裁制度の強化が図られているわけで、とくにインドネシアでは国内裁判に代替するADRとして、タイやベトナムでは国内裁判と不即不離の補完的的制度としての性格が見出された。

このように国内仲裁の充実強化を図り外国紛争処理手段に対抗する国策的姿勢は、「カルボー条項」以来の外資警戒感を剥き出しに維持する感があり、グローバル化の気運に逆行する時代錯誤と見られかねない。しかしながら、投資紛争処理の解決という本筋冒頭の問題関心に立ち戻って考えるとき、投資活動が実際に行われる現地において発生する個々の紛争を、現地のフォーラムで、現地法を適用して解決せよという考え方は、不自然な発想とは言えない。従来からの外資行動が、あえて外国フォーラムで、しかもしばしば外国法、あるいは「グローバル・スタンダード」を標榜する商人法(lex mercatoria)、ないしは仲裁法廷の裁量判断に依拠して投資紛争を解決しようとしてきた態度にこそ、現地法の回避、現地司法制度の回避といった旧態依然とした警戒感が表れて

いる。本稿でみたような各国の仲裁法は、こうした外資側の回避行動に対して異議を唱える見地が共有されていると理解することが可能である。

ただしこのようにこれら諸国が外資側の回避行動に対抗し、国内的紛争処理制度を推進したい考え方を理解しようととしても、しかしその手段として、国内仲裁の制度設計をことさら国策的意図で定める方針には疑問が持たれる。たとえば本稿で見いだしたように、これら諸国の新仲裁法においては、外資に不人気の国内裁判に代えて、国内仲裁を意識的に推進する向きがあり、とくに裁判所による後見や監督を手続期限さえ設けて徹底して強化を図っているがそのことで裁判所の業務負担をかえって加重していくことが予想され、こうした方向性が懸命であるかは疑わしい。また仲裁判断は秘密性を重視し社会的に公表されないことが多いなか、紛争解決が過度に仲裁にシフトしていくならば、裁判を通じた法適用解釈の安定的な法理形成やこれらに対する社会的認知が深められていく機会が阻害され、法の自律的發展を阻むおそれも指摘されねばなるまい。国内的紛争処理手段の推進なる目的は、ことさら作爲的な制度設計を通じて行うよりも、本来、国内裁判したいにおける法適用の質を高め、また国内実体法の充実と安定へ向けたたゆまざる努力を続けていくなかで、おのずと達成されていくことが王道ではないか。国内仲裁等のADRはその過程で有意義な補完的役割に任じていくべきでこそあれ、意識的な外国紛争処理手段の回避の具として、ことさら戦略的に用いられていくならば弊害を生まざるを得ないと考えられる。

注

- (1) 松浦馨（一九九八）「仲裁と国家・裁判所」、松浦馨・青山善充編『現代仲裁法の論点』、二七―二八頁参照。
- (2) 高桑昭（一九九八）「仲裁に関する条約」、松浦馨・青山善充編『現代仲裁法の論点』、八九頁参照。
- (3) インドネシア共和国一九九九年法律第三〇号。全文八二条、および公式注釈から成る。主に英訳、"Act on the Re-

public of Indonesia Number 30 of 1999 Re. Arbitration and Dispute Resolution Alternative," CAFI 95, November 26, 1998 を参照した。

- (4) 旧一九八七年「仲裁法」に代替して新たに成立した、二〇〇二年「仲裁法」であり、全文四七条と付則から成る。主に公式英訳, "Arbitration Act B.E. 2545," Alternative Dispute Resolution Office, Office of the Judiciary を参照した。

- (5) 一九九四年「経済仲裁の組織と運営に関する内閣政令二一六号」に代替し、新たに国会常務委員会による法令形式「商事仲裁令」として成立した。主に英訳官報, "Ordinance on Commercial Arbitration, No.08/2003/PL-UBTVQH," Official Gazette (Congbao) No.24, 2003 を参照した。

- (6) UNCITRAL (<http://www.uncitral.org>) が掲げる 'Status of Conventions and Model Laws' 参照。

- (7) 各国仲裁法の設計に見られる多くの相違の背景に、伝統的な政策思想の違いが横たわり、モデル法は折衷に苦心している。とくに、概して裁判回避型フォーラムである英米法の仲裁の伝統的性格と、裁判補完的性格を示す大陸法系の仲裁との折衷は、仲裁法廷の権能や仲裁判断の基準、取消し・執行などの全般に表れている。Holzmann, H.M. and Neuhaus, J.E. (1989), *A Guide to The UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration: Legislative History and Commentary*; Brookes, A. (1990) *Commentary on the UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration* など。

- (8) 三木浩一 (二〇〇二) 「仲裁制度の国際的動向と仲裁法改正の課題」ジュリスト二二〇七号参照。

- (9) 岩崎一生 (一九九八) 「UNCITRAL 国際商事仲裁模範法の各国国内法に与えた影響」、松浦肇・青山善充編『現代仲裁法の論点』、六九—七一頁参照。

- (10) アセアン諸国に進出済みの日系投資現場の要請を集約する各種調査として、たとえば、日本貿易振興会 (二〇〇三) 「タイにおける進出日系企業が抱える貿易・投資上の問題点に関する調査報告書」同 (二〇〇三) 「インドネシアに

おける進出日系企業が抱える貿易・投資上の問題点に関する調査報告書」、同(二〇〇三)「渉外法務体制とアジアのビジネス法に関するアンケート調査」、このほか学識経験者が日系進出企業と共同研究を行った、日本貿易振興会(二〇〇二・二〇〇三)「経済・通商法制度研究会報告書」(二分冊)。また、日本機械輸出組合・貿易投資円滑化ビジネス協議会の年報「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」各号。また経済産業省 APECSEI(経済法制強化)プログラムの委託を受けて二〇〇三年に日本商工会議所が在外一八会議所加盟二七〇社余りから回答を得た、「債権回収法制に関するアンケート調査」につき、経済産業省(二〇〇三)「APEC諸国・地域の債権回収手続の実状に関する報告書」(参照)。

- (11) 大貫雅晴(一九九二)「東南アジアの国際仲裁」JCAジャーナル三九巻一〇一・一二号。名城大学法学研究科社会経済紛争研究所(二〇〇〇)「アジア・オセアニア国際商事仲裁シンポジウム」その展望と比較。また仲裁を含むADR全般の動向を追ったシンポジウムの記録として、筆者も関与した、法務省法務総合研究所・アジア太平洋ADR研究会(二〇〇二)「アジア・太平洋諸国におけるADR」(別冊NBL七五号)がある。

- (12) 本稿における用語法の問題として、外国紛争処理・国内的紛争処理の別は、紛争解決フォーラムの所在が紛争発生地の現地国内であるか否かに注目した語彙として用いたい。これに対して、国際紛争・国内紛争の用語は、紛争の性格が外国要素(この定義も厳密には多様ではあるが)を含むか否かに注目した語彙として用いている。国内紛争だが外国紛争処理手段で解決する、また国際紛争だが国内的紛争処理手段で解決する、といった多様な局面が検討対象となる。なお、澤木敬郎(一九九八)「内国仲裁・外国仲裁・国際仲裁」、松浦肇・青山善充編「現代仲裁法の論点」、三九七頁以下参照。

- (13) UNCITRALモデル法末尾注釈「Explanatory Note by the Secretariat on the Model Law on International Commercial Arbitration」A項参照。

(14) 外貨導入促進のために、外貨による外国法の適用、外国紛争解決フォーラムの選択を当然視する論は根強い。たとえば、ロシア東欧向け投資についてであるが、EBRD (2001) *Law in Transition*, spring 2001, p.20 以下参照。アセアン諸国でも筆者の見聞するが、投資活動を行う外資の少なからぬ傾向として、合併契約・融資契約・技術提供契約・フランチャイズ契約などの契約根拠上で、外国（たとえば米国ニューヨーク州）における裁判・仲裁の排他的専属管轄を合意し、かつ外国法（ニューヨーク州法）を準拠法として指定するなどの方法を採用し、現地法廷による現地法の適用を極力回避する態度がある。この一つの背景として、こうした国際投資契約が英語を使用することが多いために、英米法弁護士に契約草案作成を依頼する過程でおのずと、英米系フォーラムにおいて英米法弁護士を活用して行う紛争解決を選択させられている傾向が強いと見られる。

(15) たとえば NAFTA（北米自由貿易協定）第二〇章セクション C, "Domestic Proceedings and Private Commercial Dispute Settlement," 二〇二一条では、国際商事紛争解決手段としての ADR の最大限の促進、とくに仲裁合意の自由の尊重と外国仲裁判断の承認・執行の保障、またこれらの実施状況を監視する特別委員会の設置を約している。こうした NAFTA 規定は、世界的に多くの FTA や BIT で踏襲されている。

(16) たとえば他に、シンガポール一九九五年仲裁法（二〇〇一年改正）が UNCITRAL モデル法の採否を当事者判断に委ねるという、特殊な方針を際立たせている。これは UNCITRAL モデル法の特定の政策選択を排する意図というよりも、単に私的自治をアピールし国際仲裁の呼び込みを図る狙いと解される。

(17) Sudargo Gautama (1995) "Indonesian Business Law," *Citra Aditya Bakti*, p.428-433.

(18) 経緯の経緯は、前掲 Sudargo Gautama, p.478-482.

(19) 本邦の Ali Budiarjo, Nugroho, Roksodipurno (1997) *Law Reform in Indonesia—Results of a research study undertaken for the World Bank, CYBERconsult 雑誌*。

- (20) 山下輝年「何処に行くインドネシア司法(下)」法律のひろば二〇〇二年一月号五九頁以下によれば、実施は遅延している。
- (21) 前掲「アジア・太平洋諸国におけるADR」五二頁以下のVictor Anyanunwa 報告参照。
- (22) タイは訴訟社会化の一途を辿っており、裁判官数が全国で約三〇〇〇人に対し、二〇〇二年の裁判申立て件数は一五〇万件にのぼる。
- (23) 二〇〇一年までは年間申立て件数が一〇〇件以内で推移してきたが、新「仲裁法」の成った二〇〇二年には九八八件の申立てがあり、うち五〇〇件において仲裁が成立、一〇七件で仲裁の不成立、六六件で申立て取り下げ等となっている。
- (24) 省庁や民間の商事仲裁制度として、貿易紛争についてタイ貿易委員会の仲裁、総合保険協会や商業省保険局による自動車保険を巡る仲裁、証券取引所の仲裁、国際商工会議所(ICC)のアドホック仲裁などが存在し、商業省知的財産局による仲裁制度も検討中とされる。
- (25) 一九九三年の司法省・最高裁・最高検察院合同通達4号。
- (26) 竹内努(二〇〇二)「ザイエトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について」『JCD News』第三号(法務省法務総合研究所国際協力部)参照。
- (27) 安田信之「市場経済化ベトナムにおける紛争処理と法」、小林昌之・今泉慎也(二〇〇二)「アジア諸国の紛争処理制度」(アジア経済研究所)二一六―二一八参照。
- (28) 一九九三年首相決定二〇四号、一九九四年政令一一六号による。
- (29) このことは筆者自身の各国起草関係者への事情聴取(二〇〇一年六月のタイ知的財産権・国際貿易裁判所ほか、二〇〇三年八月のベトナム社会科学学院・国家と法研究所ほか)で確認した事実であるとともに、前掲・経済産業省

「APEC諸国・地域の債権回収手続の実状に関する報告書」各章参照。

(30) UNCITRALモデル法末尾解説三五項・三六項参照。

(31) ただし英国では一九九六年仲裁法改正で理由の明記が原則化されている。また従来の英米法系の仲裁においても、仲裁判断と切り離れた別紙で理由を明記する傾向が知られ、UNCITRALモデル法もこうした慣行を許容していると解されてきた点につき、国際商事仲裁協会（一九九五）「主要外国仲裁機関に関する調査報告」一三頁（谷口安平）参照。裁判介入を阻む要請とは別個に、当事者の納得に応える配慮が不可欠であることを示唆する。

(32) UNCITRALモデル法末尾解説四四項参照。

(33) たとえばドイツやニュージーランドの仲裁法がUNCITRALモデル法には見られない消費者保護配慮を盛り込み、仲裁合意の範囲や成立要件を厳格化する姿勢は知られている。

(34) タイ法三四条は、草案段階ではUNCITRALモデル法を全面的に踏襲していた。Anek & Associates (2002), "Arbitration Law"（日本貿易振興会「平成一三年度ジェトロ経済法調査（タイ）報告書」所収）参照。

(35) たとえば邦銀現地支店とタイ企業との融資契約や、日系現地法人の再投資事業におけるタイ資本との合弁契約など、明らかにタイにおける国内取引事例に他ならないが、契約準拠法や紛争処理の基準法としてニューヨーク州法などを選択する例は多い。この点、タイの国際私法学者への筆者のヒアリング（二〇〇一年六月時点）では、いまだ判例は示されていないが、外資系とはいえタイ国内で経済活動を行う国内法人どうしの取引紛争において、まったく無関係の外国法を採用し外国仲裁判断を得た場合、タイ実体法の適用回避を図るものとして裁判官の判断に影響するとは十分考えられるとする意見も存在した。

(36) 国内仲裁における仲裁判断の基準は、とくに予測可能性を重視する商事紛争については、国内法を原則とすべきであるとする見地として、高桑昭（一九九八）「仲裁判断の基準」、松浦馨・青山善元編『現代仲裁法の論点』、三二八

一三三〇頁参照。

(37)

とくに発展途上国において、司法過程を経た法の漸進的發展が強い要請である点について、金子田芳(二〇〇四)「アジア危機と金融法制改革」(信山社刊行予定)第五章参照。